と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち法附則第９条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

［(1)～(3)　略］

第六号様式別表五の七（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十二　挿入］

第６号様式別表５の７記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第５条第２項から第７項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式の申告書に添付すること。

２　「新税率」の欄は、控除を受けようとする事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

　また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

３　「旧税率」の欄は、平成28年３月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

　また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

第六号様式別表六（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号様式別表八（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第６号様式別表８記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に添付すること。

と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち法附則第９条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

［(1)～(3)　同左］

第六号様式別表五の七（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十］　挿入］

第６号様式別表５の７記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第８条第２項から第５項まで又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第５条第２項から第５項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式の申告書に添付すること。

２　「新税率」の欄は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に事業年度を開始した法人又は平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、それぞれ当該事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

　また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

３　「旧税率」の欄は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成27年３月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成28年３月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

　また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

第六号様式別表六（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号様式別表八（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第６号様式別表８記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に添付すること。